

令和6年度ものづくり企業動画制作・SNS 広告出稿業務 公募型企画競争 提案説明書

この提案説明書は、札幌市が実施する「令和6年度ものづくり企業動画制作・SNS 広告出稿業務」の契約候補者を選定する公募型企画競争（プロポーザル）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務名

令和6年度ものづくり企業動画制作・SNS 広告出稿業務

2 目的

市内ものづくり企業においては、人口減少や若年層のものづくり離れといった要因により、人手不足が経営における大きな課題となっている。一方、当該企業においては、自社の魅力を効果的にPRし、採用につながられている企業は多くなく、PR手法の改善が必要となっている。

本業務では、市内ものづくり企業の就職促進を目的とした動画を制作のうえ、当該動画について SNS 及び SNS 広告を活用して若年層に発信し、当該企業への採用につなげるとともに、就職促進手法のモデルとなることを目指す。

3 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで。

5 予算規模（契約限度額）

2,500,000円（消費税及び地方消費税（計10%）を含む。）を上限とする。

なお、契約は、提案内容を踏まえ、別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格

応募者は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録がされている者であること。ただし、名簿に登録されていない者であっても、「8（1）提出書類」に示す書類を提出することで、参加の申込を行うことができる。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

7 企画提案を求める項目

(1) 基本的認識

札幌市におけるものづくり企業への就職促進における取組や、ものづくり企業の現状や課題等に関する基本的な認識を示すこと。

(2) 業務執行能力

本事業を執行するに当たり、業務の計画性（スケジュール含む）や執行体制、同様の事業における業務実績を具体的に示すこと。

(3) 企画提案内容

ア 選定企業について

取材・撮影を実施予定の企業 5 社の選定について、各企業の業種・従業員数・令和 6 年度の採用実績・令和 8 年度の採用予定数・想定する若手社員の属性（年齢・性別）・企業選定理由を示すこと。ただし、企業名については伏せること。

イ SNS の選定について

広告出稿する SNS の種類と、その SNS によって期待できる効果を示すこと。

ウ 動画構成について

前項で提案する SNS での広告出稿を踏まえて、制作する動画の通常版及びショート版の長さや構成等を示すこと。また、若手社員の声をどのように視聴者に届けるのか（例：インタビュー形式、作業風景の後ろで声を流してテロップをつけるなど）、具体的な手法を示すこと。

エ SNS 広告出稿

SNS アカウントの所有者（企業または受託者）、出稿する広告の種類、広告を表示する対象者（年齢・エリア等）、出稿回数（頻度）を示すと共に、広告の閲覧者をどのように通常版の動画視聴や各企業 HP の閲覧に誘導していくのか、手法や手順等を示すこと。なお、令和 5 年度に実施した本業務における広告出稿結果等については、別紙「(参考)ものづくり企業動画制作 SNS 広告出稿業務 SNS 広告配信レポート」を参照すること。

オ 工程表について

取材・撮影・編集スケジュールに、委託者が確認・修正指示を行う然るべきタイミングを落とし込んだ工程表を示すこと。

カ 独自提案について

制作した動画をより多くの対象者に視聴してもらうために、別紙「業務仕様書」で定める SNS 広告の出稿に加えて、効果的かつ実施可能な周知方法がある場合、必要に応じて独自提案をすること。

キ 積算について

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積もりを示すこと。なお、消費税等については、10%の税率を適用した場合の金額を示す

こと。

8 企画書の提出

(1) 提出書類・提出数

- ア 企画提案申込書（様式1）正本1部
- イ 企画提案者概要（様式2）
- ウ 企画提案書（自由様式）
- エ 積算書（自由様式）

- ・上記イ～エは正本1部、副本8部及び電子データを提出すること。提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
- ・電子データはCD-RまたはDVD-Rに格納の上、正本及び副本と共に郵送または持参するか、電子メールでの提出も可とするが、電子メール1通あたりの容量が4MBを超える場合は添付ファイルの受領ができないため、容量が4MBを下回るようにファイルを分割するか、ファイル転送サービス等を活用し、提出すること。
- ・ウに掲げる企画書の分量は、添付資料等を含めて、最大でA4版10ページまでとする（表紙はページ数に含まない）。
- ・上記エは積算の詳細がわかるように、事業費とその内訳について記載すること。なお、事業費は、「5 予算規模」の上限額以内とすることが分かるように記載すること。なお、本積算額は、企画書が選定された提出者との契約額を確約するものではない。

オ 参加意向申出書（様式3）正本1部

カ 登記事項証明書

全部事項証明または現在事項証明とする。参加意向申出書提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可。

キ 財務諸表

直前2期分の貸借対照表、損益計算書。

ク 納税証明書

市町村民税及び消費税・地方消費税に係るもの。参加意向申出書提出日3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可。

ケ 申出書（様式4）

コ 誓約書（様式5）

- ・上記カ～コは札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出を要しない。

(2) 企画提案書及び参加意向申出書の提出方法・提出先・提出期限

- ・提出方法 郵送、持参、電子メールのいずれかによる。
- ・提出先 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市経済観光局産業振興部産業振興課 担当：須藤・高田
- ・Eメール monodukuri@city.sapporo.jp
- ・提出期限（参加意向申出書）令和6年7月31日（水）午前10時00分【必着】
- ・提出期限（企画提案書）令和6年8月7日（水）午前10時00分【必着】

9 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式6）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市経済観光局産業振興部産業振興課宛に電子メールで送信すること。

メールのタイトルは、「令和6年度ものづくり企業動画制作・SNS広告出稿業務質問書（事業者名）」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：monodukuri@city.sapporo.jp

(2) 質問受付期限

令和6年7月26日（金）午前10時00分まで

(3) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知するべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

10 企画書の選定方法

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係職員及び外部有識者からなる「令和6年度ものづくり企業動画制作・SNS広告出稿業務」企画競争実施委員会において、下記11「評価基準」に基づき、書類及び下記に掲げるプレゼンテーションにより総合的に審査する。

なお、応募者が4者以上の場合は、書類による予備審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選考する。

(2) プレゼンテーション審査（予定）

令和6年8月27日（火）

- ・プレゼンテーションの出席者は、総括責任者を含む最大3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、1社約20分（提案説明約10分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。
- ・会場は市役所本庁舎内を想定しており、詳細については実施概要と併せて別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに対象者全員に対し、文書により通知する。

(4) 契約の相手方について

本業務の委託は、上記審査によって選定された1社に対し、随意契約により行うことを原則とする。なお、選考された者との交渉が不調に終わった場合、選考委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案に当たっての虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容及び委託金額は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

11 評価基準

- ・審査は別表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、合計点数の満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。
- ・合計点が同点の企画提案があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

- ・提案者が1者であっても、最低基準点以上であるときは、契約候補者として選定する。

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号）の規定により、公開する場合がある。

14 問合せ先(担当部署)

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局産業振興部産業振興課 須藤・高田

TEL:011-211-2392 FAX:011-218-5130 Eメール:monodukuri@city.sapporo.jp

評価項目	審査基準	配点
1. 基本的認識（計 10 点）		
趣旨の理解	本業務の目的等について十分理解し、その実現にあたり、有効な全体構成がなされているか。	5
背景の理解	札幌市におけるものづくり企業の現状、課題等について理解し、企画内容はそれらに対する札幌市の取組内容を踏まえたものになっているか。	5
2. 業務執行能力（計 15 点）		
① 計画性	業務の計画性（スケジュール等を含む）は無理のないものとなっているか。	5
② 執行体制	業務の遂行にあたり、必要となる専門性を有した適切な体制がとられているか。	5
③ 業務実績	過去に同様の業務や事業に取り組んだ経験があり十分な業務実績があるか。	5
3. 企画提案内容（計 75 点）		
① 選定企業	本業務の目的達成にあたって、適切な候補企業が選定されているか。	15
② SNSの選定・動画構成	本業務の目的達成にあたって、効果的と考えられるSNSが選定されているか。また、制作する動画はそのSNSにおいて効果が発揮できるような長さや構成となっているか。	25
③ SNS広告出稿	広告の種類や広告を表示する対象者、出稿回数（頻度）が、本業務の目的を達成するにあたって効果的な内容となっているか。また、広告の閲覧者を動画視聴や企業HPの閲覧へ誘導するための手法や手順等が具体的に示されているか。	25
④ 独自提案	動画視聴に繋げる周知方法について独自の提案がある場合、実施における必要性、期待される効果および具体的な手法が示されているか。	5
⑤ 積算の考え方	予算の配分、各経費の積算は適切であるか。	5

※ 提案事業者が札幌 SDGs 登録企業である場合は、上記配点に加え、本業務と SDGs との親和性を考慮し、1点加点することとする。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。